

事 務 連 絡
平成 31 年 4 月 24 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課	}	御 中
都道府県民生主管部（局）		
国 民 健 康 保 険 主 管 課 （ 部 ）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課 （ 部 ）		

厚生労働省保険局医療課

改元に伴う柔道整復師の施術に係る療養費並びにはり師、きゅう師
及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の取扱いについて

改元に伴う保険医療事務の取扱いにつきましては、「改元に伴う保険医療事務の
取扱いについて」（平成 31 年 4 月 22 日付け保医発 0422 第 2 号）により、地方厚
生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及
び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知
されたところですが、柔道整復師の施術に係る療養費並びにはり師、きゅう師及
びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の取扱いについても、当該通知の
「2 当職通知等により定める様式についても、上記 1 と同様であること。」によ
る取扱いとなりますので、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいた
します。